

1. 事業の目的及び方針

① 事業の目的

医療法人社団いずみ会北星病院（以下「事業者」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士または作業療法士が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

② 運営の方針

事業所の理学療法士または作業療法士は、要介護者及び要支援者に対し居宅サービス計画に基づいて、その利用者がその有する能力に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとします。

事業所は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業者（法人）の概要等

事業者（法人）名	医療法人社団いずみ会 北星病院		
取 扱 事 業 所	指定訪問リハビリテーション事業所 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所		
所 在 地	千歳市清流5丁目4番2号		
連 絡 先	0123-29-5035		
提供可能サービス	訪問リハビリテーションサービス 居宅療養管理指導（医師・薬剤師・管理栄養士による） 通所リハビリテーションサービス 介護予防訪問リハビリテーションサービス 介護予防居宅療養管理指導（医師・薬剤師・管理栄養士による） 介護予防通所リハビリテーションサービス		
管 理 者	遠藤 昭		
サービス提供地域	千歳市		
事業所の職員体制	医師	1名	（兼務）
	理学療法士・作業療法士等	3名以上	（常勤及び非常勤 兼務）
事業所の営業日及び営業時間	営業日 月曜日から金曜日 土曜日	営業時間 平日の午前9時から午後5時 午前9時から午後0時30分	※備考 日曜日及び国民の祝日・12月30日から1月3日は休業
提 供 す る サ ー ビ ス 内 容	①要介護状態の軽減又は悪化の予防 ②日常生活の自立への療養上の指導		

3. 利用料

- ① 利用料金は、別紙「訪問リハビリテーション利用料金表」に記載の通りです。
- ② 支払方法は、以下の方法のいずれかとなっております。
 - ・月締めでの現金払い
 - ・月締めでの銀行振込（口座番号は請求書に記載しております・手数料はご負担ください）
 - ・月締めでの口座引落し（手数料はご負担ください）

4. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談担当者は、次の通りです。当事業所が提供した訪問リハビリテーションサービス・介護予防訪問リハビリテーションサービスに関する苦情だけでなく、他の介護保険サービスに関する苦情も、ご遠慮なくお申し出下さい。

担当者	医療技術部長 川島 康洋
電話番号	0123-29-5035
受付時間	平日 午前9時から午後5時 ※備考 日曜日及び国民の祝日・12月30日から1月3日は受付していません。

- ② 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

機関名	電話番号
千歳市	0123-24-3455
国民健康保険団体連合会	011-231-5175

5. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容態の急変や事故が発生した場合は、速やかに利用者の主治医、家族等の緊急連絡先、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要に応じて応急処置や医療機関への救急搬送の手配を行います。

また、事業所の訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスに起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償します。

6. 秘密の保持等（個人情報利用に関する同意）

- ① 個人情報保護法を遵守し、医療法人社団いずみ会 北星病院の個人情報の保護方針に沿って、個人情報を取り扱います。
- ② 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者・利用者の家族等の秘密は漏らしません。
- ③ 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者・利用者の家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- ④ 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ⑤ 事業者は、利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等、正当な理由がある場合には、利用者・利用者の家族等の個人情報を利用することができるものとします。
- ⑥ 利用者・利用者の家族等の個人情報を利用することに関しては、利用者及び利用者の家族等から同意を得ていることを原則とします。

7. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します

8. 業務継続計画の策定 等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9. 研修機会の確保

①事業所の従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備します。事業所は、全ての訪問リハビリテーション従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備します。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内 (2) 継続研修 年1回

10. ハラスメントの禁止

事業者は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又は再発を防止するため必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者へ周知徹底します
- ② 虐待防止のための指針を整備します
- ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します
- ⑤ サービス提供中に、事業所従業者又は利用者の家族等高齢者を現に養護する者等による虐待又は虐待が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報し、その調査に協力します

訪問リハビリテーション利用料金表 (2024年6月1日現在)

訪問リハビリテーションサービス費 (要介護)			介護報酬の料金	利用者負担金	
所要時間	20分	週6回まで ※退院・退所日から3月以内は週12回まで(1日4回まで)	3,080円	308円	
介護予防リハビリテーションサービス費 (要支援)			介護報酬の料金	利用者負担金	
所要時間	20分	週6回まで ※退院・退所日から3月以内は週12回まで(1日4回まで)	2,980円	298円	
1回につき算定	加算(減算)項目		内容	介護報酬の料金	利用者負担金
	サービス提供体制強化加算Ⅰ		勤続7年以上のものがある場合	60円	6円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ		勤続3年以上のものがある場合	30円	3円
	退院時共同指導加算		入院中の利用者の退院前カンファレンスに出席し共同指導を実施した場合	6,000円	600円
	12月超減算 (介護予防のみ)		12ヶ月を超えた期間に訪問リハビリを行った場合(1回につき) ※ただしリハビリテーション会議を3月に一度開催し、状況を共有した場合は減算しない	-300円	-30円
	計画書未実施減算 (1回につき)		事業所の医師が診療をおこなっていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合	-500円	-50円
	短期集中リハビリテーション実施加算		退院・退所日または認定日から3月以内、週2日以上1日2回以上実施	2,000円	200円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算		退院・退所日または認定日から3月以内、週2日を限度として実施	2,400円	240円
1日につき算定	移行支援加算(要介護のみ)		社会参加維持へサービス移行体制	170円	17円
	口腔連携強化加算(要介護のみ)		口腔の健康状態の評価を実施し、歯科及びケアマネに情報提供した場合	500円	50円
	リハビリテーションマネジメント加算イ		訪問リハビリスタッフ及び多職種協働により、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合	1,800円	180円
	リハビリテーションマネジメント加算ロ			2,130円	213円
1月につき算定	リハビリテーションマネジメント加算		医師がリハビリテーション計画について利用者又は家族に説明し、同意を得た場合	2,700円	270円
	高齢者虐待防止措置未実施減算		虐待防止について取組みを実施していなかった場合	所定単位 -1/100	所定単位 -1/10

	業務継続計画未策定減算	感染及び自然災害について業務継続計画を策定していなかった場合	所定単位 -1/100	所定単位 -1/10
交通費	千歳市内		無料	
	千歳市以外	事業所から片道おおむね 10km未満	330円（税込）	
		事業所から片道おおむね 10km以上20km未満	495円（税込）	
		事業所から片道おおむね 20km以上30km未満	825円（税込）	
		事業所から片道おおむね 30km以上	1,155円（税込）	
口座引落とし手数料（口座からの引落としを選択した場合）		110円（実費負担）		

- ◆ 介護保険の一部負担金につき、公費負担がある場合は、その分が減免となります。
- ◆ 表中の利用者負担金は1割負担で計算しています。
- ◆ 短期集中リハビリテーション実施加算は、退院退所または初めて要介護認定を受けた後、早期に在宅生活の自立性の向上を目的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。
- ◆ 急性増悪等により一時的に頻回な訪問リハビリテーションが必要となった場合は、医療保険の取扱となるため、一部負担金が別途かかります。